

審議事項に対する意見及び事務局回答

令和3年度第1回旭川市包括支援センター運営協議会

審議事項第3号 令和2年度地域包括支援センター事業報告及び収支決算について	
A委員	<p>○意見を付して承認</p> <p>【評価】の欄で『継続』とあるが、いつ頃をメドに実施するのか明記してほしい。</p>
事務局	<p>各包括支援センターから提出される年次の実績報告書は、年度末に作成されるため、事業の『継続』とした場合に、その時点で次年度の実施時期を明確にできるものとそうでないものがあると考えます。実施時期を示せるものについては、次年度から記載を追加いたします。</p>
B委員	<p>○意見を付して承認</p> <p>すべての実績報告書を拝読し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度に入って間もなく緊急事態宣言が発令されたため、本市の地域包括支援センターにおいても、例外なく、日常の業務や活動の自粛など年度初めに立案された事業計画の遂行に大幅な制約がかかったことがうかがえました。</p> <p>その一方で、感染予防に細心の注意を払いつつ、オンラインあるいは人数を少なくした取り組みを進めつつ、今まで築き上げてこられた介護予防事業やネットワーク等の維持・向上に努められたことが読み取れました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、各種会議等を対面からオンラインの手法に切り替えたことは、結果として移動や一部業務の省力化に寄与することとなったと考えられるので、今後も継続することが望ましいと思いますが、それぞれの地域において「顔の見える関係」づくりを前に進めて行くためには、分散あるいは縮小開催、オンライン開催、集合とオンラインの併用など使い分けが必要であると感じました。</p> <p>平成30年度より生活支援体制整備事業が開始されてから3年目を迎え、区切りの年度でしたが、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターとの連携について具体的な事例があれば教えてください。</p>
事務局	<p>新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況なので、今後も事業や会議等の開催については、オンラインによる開催や参集との併用など状況に合わせた実施を継続していくことが必要であると考えております。</p> <p>生活支援コーディネーターとの連携の1つとして第2層協議体の設置運営があります。</p> <p>各地域における生活支援コーディネーターと地域包括支援センター、生活支援サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として日常生活圏域（第2層）に令和3年4月1日現在で13か所で設置しています。</p> <p>例）神楽・西神楽圏域ボランティア交流会</p> <p>ボランティア活動者と地域包括支援センター等の福祉専門職が意見交換しながら、多様なボランティア活動の実現に向けて検討しています。</p> <p>実施した事業：ボランティアのスキルアップを目的としたボランティア養成講座の開催</p>
C委員	<p>○意見を付して承認</p> <p>コロナ禍において、多くの団体で対面で行う事業が行えず、事業費使用が減っている所が多いと思うが、いずれの事業所でも計画どおり行い、予算執行できたと考えて良いか。</p>
事務局	<p>コロナ対策の備品等の整備や、参集による事業に代えて、自宅で取り組みやすい活動内容のパンフレットや冊子等の印刷物を作成し配付したり、研修用にDVDを制作し事業所へ案内する等、各地域包括支援センターにおいて、コロナ感染拡大防止対策を図りながら、当初の事業計画の事業内容を創意工夫し、予算執行を行っております。</p>

D委員	○意見を付して承認 虐待通報について、通報者が誰なのか（虐待を受けたとする本人からなのか等）も調査項目として加える方が良いと思われる。													
事務局	次年度から、事業報告資料の権利擁護の項目に相談・通報者別の記載を追加いたします。 令和2年度については、次のとおりです。 虐待相談・通報者別件数 (件)													
	介護支援 専門員	介護保 険事業 所職員	医療機関 従事者	近隣住 民・知人	民生委員	被虐待 者本人	家族・ 親族	虐待者 自身	市町村 職員	警察	その他	不明	合計	
	R2	24	3	3	1	1	4	5	0	2	51	10	0	104
	※複数回答ありのため、先に配付した資料の審議事項第3号 資料3 P14の②虐待通報受理件数とは一致しない。													

審議事項第4号 令和3年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について														
A委員	○意見を付して承認 各センターの職員数は高齢者の増減、事業の見直し等で増減はあると思うが、令和3年度職員数の減になるセンターは「どうして職員数が減となった」のか要因を明記してほしい。													
事務局	地域包括支援センターの職員の配置基準については、各圏域の第1号被保険者数に基づき条例で定めているところであり、各受託法人が業務量などを勘案しながらセンターの運営に支障がないように配置人数を決定しています。 令和2年度から令和3年度にかけて減員となったセンターについてはいずれも、令和2年度中は配置基準を上回る職員配置を行っていたセンターであり、減員後の令和3年度も配置基準を上回っていることを確認しており、配置基準を満たしている限りは、事業計画等に特段の記載を求めなくてもよいものと考えております。 なお、センターの職員については、地域住民や関係機関との関係性継続等の観点から、やむを得ない事由を除き、原則として職員の変更を認めておらず、今回の減員の理由についても、職員の退職や育児休業等の取得などによるものであることを確認しております。													
B委員	○意見を付して承認 現時点において、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せていないことから、各センターが継続して実施する感染拡大防止対策にかかり、当初設定された委託料に加えて経済的支援が行われるとよいと思います。 2年ほど前から意見が出されていた利用者アンケート（住民の意見聴取）についてはどのような進捗状況になっていますでしょうか。													
事務局	現状では、市からの委託料や包括支援センターを含む事業者向けの新型コロナウイルス感染拡大防止のための各種支援・助成策を活用しながら対応をしていただき、オンライン環境の整備をはじめ、既に一定の対応をしていただいていることを確認しているところです。現時点では、市からの更なる追加支援は考えておりませんが、状況を見て検討していきたいと考えております。 利用者アンケートについては、来所・訪問の利用者を対象に包括支援センター職員が直接アンケート用紙を配付し、返信用封筒で市に回答する方法で実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による包括支援センター窓口業務の休止や当協議会の開催時期の遅れ等もあり、これから当協議会に諮って今年度実施するには、十分な調査期間や回答数が見込めないことや、結果を総合評価に反映することが難しいことから、次年度の実施を予定しております。													

審議事項第5号 第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の一部の居宅介護支援事業所への委託について	
A委員	○意見を付して承認 介護予防支援事業の内容をもっとPRしてほしい。
事務局	各包括支援センターにおいて、事業や役割等について周知するため、包括だよりやパンフレット等を作成し、地域住民及び関係機関へ配布するなどして周知しているところです。 圏域内の高齢者が要介護状態になることを予防し、生きがづくり、社会参加を総合的に支援し、今後も工夫しながら周知に努めてまいります。
E委員	○意見を付して承認 2事業所が20%を超える委託料件数となっており、他の事業所委託件数との差があまりにも大きいと感じます。圏域内の事業所数が限られていたとしても、公平性に欠けるように見受けられます。
事務局	委員の御指摘のとおり、一部の地域包括支援センターでは、特定の居宅介護支援事業所への委託の割合が高くなっている状況があります。 その理由としましては、各地域包括支援センターにおいて、日々の業務の中で各居宅介護支援事業所に受託可能な件数を確認しながら、できる限り均等に委託できるよう調整に努めた結果、それでもなお、ケアマネジャーの在籍数の多い事業所への委託件数が多くなったり、御本人や御家族の相談内容や御意向、課題等を踏まえ、在籍しているケアマネジャーの基礎資格や主任ケアマネジャーの有無などを考慮して調整したり、あるいは圏域外の事業所も含めて調整を図ったものの整わない状況があったことなどを確認しており、今回の結果については全て、やむを得ない事情によるものであったと考えております。 今後とも、正当な理由なしに委託件数が特定の事業所に偏ることのないよう、引き続き各地域包括支援センターの公正で中立性の高い事業運営の確保に努めてまいります。